

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

土佐町は高知市の北部に位置し、林野率が 87%と典型的な中山間地域で、平成 27 年度の国勢調査において人口 3,997 人、うち 15 歳未満が 382 人、65 歳以上が 1,792 人で少子高齢化が進む地域である。産業構造は第一次産業を基幹産業としているが、就業状況をみると第一次産業 491 人、第二次産業 347 人、第三次産業 1,113 人と、他の地域と同様にサービス業を中心とした第三次産業の比重が高くなっている。また事業所の状況では、町内には 244 の事業所（平成 26 年度経済センサス基礎調査）があり、主要な業種別事業所数としては第一次産業の農畜林業で 8 事業所（従業者 80 人）、第二次産業の建設業で 30 事業所（従業者 160 人）、製造業 20 事業所（従業者 160 人）、第三次産業の卸売業・小売業で 65 事業所（従業者 307 人）、医療・福祉で 17 事業所（従業者 485 人）、宿泊業・飲食サービス業で 27 事業所（従業者 90 人）となっている。経営体系は個人事業所が 112 と約半数を占め、その他の事業所においても比較的規模の大きい事業所でも公的機関、農業協同組合、病院等の数件程度しかなく、大半の事業所は中小企業者である。

現在、土佐町内の中小企業は、少子高齢化による生産年齢人口の減少（平成 22 年度 2,083 人→平成 27 年度 1,823 人）による人手不足、後継者不足、消費行動の多様化等の課題に直面しており、産業の空洞化や空き店舗が増加している中、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、土佐町独自の支援策として雇用創出、地域産業の活性化を目的として新規創業・起業事業者への施設整備支援や事業者が借り入れた融資に係る利子支援等も実施しているが、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

#### (2) 目標

上記の課題解決に向けた取り組みとして事業者が生産性向上特別措置法の制度を活用し、国の補助制度を広く活用できるよう、町として設備投資に係る新たな固定資産税の特例税率に関する条例の整備を進め、町内事業所において計画期間内において 5 件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

土佐町では、生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

土佐町の産業は、農畜林業を中心に、建設業、製造業、サービス業 と多岐に渡り、多様な業種が土佐町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

土佐町の産業は、早明浦ダムの建設事業に伴い発展してきた田井地区を核として、東西に伸びる国道沿いを中心に形成されているが、山間部独特の地形から各産業自体が広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

土佐町の産業は、農畜林業、建設業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が土佐町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。